

添田町ふるさと寄附金返礼品協力事業者募集要領

令和2年10月30日
告示第61号

(目的)

第1条 この要領は、添田町ふるさと寄附金制度による地元特産品等のPRや町内産業振興及び地域の活性化を目指し、寄附された方への商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等の生産拠点が町内にある法人・団体又は個人事業者であること。ただし、別紙1に掲げる県が認定する地域資源を取り扱う法人等についてはこの限りではない。
- (2) 各種法令、条例に沿った生産・製造・販売又はサービスを行っていること。
- (3) 返礼品の提供及び発送等を自らの責任で行えること。
- (4) 各種税金を滞納していないこと。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等並びにこれらに類する者でないこと。

(返礼品の要件)

第3条 協力事業者が提供する返礼品は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つ商品またはサービスであること。
- (2) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。ただし、期間限定及び数量限定で提供可能なものについては、この限りではない。
- (3) 返礼品が飲食物である場合は、出荷後に適切な賞味期限及び消費期限が保障されるものであること。
- (4) 返礼品がサービスの提供等である場合は、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。
- (5) 町又は町が委託した返礼品の取りまとめ事業者（以下「委託事業者」という。）指定の宅配業者により、発注後速やかに配送が可能な商品等であること。ただし、提供期間があらかじめ設定されているものについては、この限りでない。
- (6) 平成29年4月1日付総務市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知されたふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当しないものであること。
- (7) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条の基準に適合するものであること。

(返礼品の送付に係る費用等)

第4条 本町又は委託事業者は、寄附者からの返礼品の申込みがあったときは、協力事業者に出荷依頼し、依頼を受けた協力事業者は、速やかに返礼品を寄附者に送付するものとする。なお、返礼品の商品代金及び送料は本町が負担するものとする。

2 寄附者からの商品についてのクレーム等による商品の回収及び再配送並びに補償等のその他経費は、協力事業者の負担とする。

(その他注意事項)

第5条 協力事業者は、本町又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

2 本町は、返礼品の要件に適合しなくなった場合、返礼品としての登録を中止することができる。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。